消費税の引上げに伴う地方消費税交付金(引上げ分)の財源充当について

(令和元年度決算)

引上げ分に係る地方消費税交付金は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費) その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされていることから、以下の経費へ充当 します。

(歳入)

•地方消費税交付金(社会保障財源化分)

95,841 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

事 業 名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県 支出金	町債	その他	社会保障 財源分の 市町村 交付金	その他
社会福祉	障害者福祉事業	403,259	256,775	13,400		7,589	125,495
	高齢者福祉事業	44,310	914	400	7,362	2,032	33,602
	児童福祉事業	525,446	81,051	15,200	25,516	23,021	380,658
	母子福祉事業	1,963		1,800		9	154
	小 計	974,978	338,740	30,800	32,878	32,651	539,909
社会保険	介護保険事業	371,678	2,679		9,536	20,499	338,964
	国民健康保険事業	212,602	79,164			7,610	125,828
	小 計	584,280	81,843	0	9,536	28,109	464,792
保健衛生	高齢者医療事業	352,545	61,561			16,594	274,390
	病院事業	292,230			10,000	16,095	266,135
	疾病予防対策事業	46,205	2,848		2,095	2,353	38,909
	医療提供体制確保事業	2,170		1,500		38	632
	小 計	693,150	64,409	1,500	12,095	35,080	580,066
合 計		2,252,408	484,992	32,300	54,509	95,840	1,584,767